

年金

◆現況届の提出が原則 不要になります

○社会保険庁では、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して受給者の現況確認を行うこととしました。

例外として、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した現況確認を行えない方につきましては、今後も現況届の提出が必要です。

【主な例】

- ・社会保険庁で保有している本人基本情報（氏名、性別、生年月日、住所）と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードを確認できない方。
- ※該当者には、社会保険庁から住民票コードを確認できなかった旨のお知らせを送付する予定としています。また、社会保険事務所に届出を行うことで住民票コードが確認できた場合は、現況届の提出が不要となります。
- ・外国籍（外国人登録）の方
- ・外国に居住している方
- 加給年金額対象者の生計維持確認や診断書等の提出は引

き続き必要です。

・加給年金額を受けられるかどうかの生計維持の確認が必要な方は、社会保険庁が送付する『生計維持確認届』の提出が引き続き必要となります。

※『生計維持確認届』の提出がない場合は、加給年金額のみ支払いが一時止まります。障害の程度の確認については、医師による診断書が必要となります。障害の程度の確認が必要な方は、社会保険庁から送付する診断書の提出が引き続き必要となります。

※診断書の提出がない場合は、年金の支払いが一時止まります。

○問い合わせ先
川内社会保険事務所
電話 22-5276

◆納め忘れは ありませんか？

社会保険庁では国民年金保険料の強制徴収を実施しています。

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入して保険料を納付することが義務づけられています。また被保険者本人はもちろん、その配偶者及び世帯主には連帯納

付義務が課せられています。将来、無年金者や低額の年金しか受けられない方が多くなると、社会全体で世代間扶養を行う基礎年金制度を揺るがす問題が生じる恐れがあります。

このような状況をふまえ、度重なる納付催告にもかかわらず保険料を納めない方を対象に、保険料を納めている方との不公平をなくすために法律にもとづき財産を差し押さえ（強制徴収）を実施しています。今年度さらに多くの対象者が実施される予定ですので、もう一度納め忘れがないかご確認ください。

年金相談

年金資格や受給手続きなどについての『年金相談所』を開設します。
相談には、川内社会保険事務所の職員が応じますので、質問や相談などがありましたら、この機会をご利用ください。
○日時 12月22日（金）午前10時～午後3時
○場所 宮之城ひまわり館「たすけあい室」

お知らせ

◆年末のお掃除は お早めに！

今年も残りわずかとなり、各家庭では年末の大掃除の時期となりました。

例年この時期には、大掃除などに伴って大量のごみが出されることからクリーンセンターを特別開場します。

年末は特別開場を問わず、平日でも来場者が多く、自動車の渋滞が予想されますので時間にゆとりをもってお越しになるか、年末を避けなるべく早い時期にお持ち込みください。

○特別開場日

- ・12月17日（日）
- ・12月23日（土）可燃ごみのみ
- ・12月24日（日）可燃ごみのみ
- ・12月29日（金）可燃ごみのみ

【いずれも午前8時30分～午後3時まで】

※23日、24日、29日は可燃ごみだけの搬入となりますので、不燃・粗大ごみ及び資源ごみは持ち込まないでください。

○通常のごみ収集は12月29日（金）まで行います。町民の皆さんのクリーンセンターへの直接搬入も29日（金）までです。

新年のクリーンセンターへの搬入及びごみ収集は1月4日からとなります。また、1月8日（月）の祝日は、ごみ収集（可燃ごみのみ）を行います。ただし、クリーンセンターへの一般搬入は休みです。

◆農業所得の 申告について

農業所得の計算は、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算出する収支計算による申告です。

事前に『農業所得収支計算表』等の用紙を送付しますので、詳しく記入し、証明書や領収書等と一緒にきちんと保管し、申告時にご持参くださるようお願いいたします。

収支計算は税金の申告のみならずご自分の経営の実態を把握する上でも非常に大切です。

○問い合わせ先 ☎53-1111
本庁 税務課 町民税係

内線 2112
鶴田総合支所 税務係

内線 4214
薩摩総合支所 税務係

内線 6114

